平成２３年（フ）第１１２号
山形市和合町２丁目５番41号の２
破産者　山形県花き事業協同組合
１　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで
２　一般調査期日　平成24年５月10日午後２時50分
平成24年３月２日　　山形地方裁判所民事部
平成２３年（フ）第４８６号
宮崎市青島３丁目９番７号
破産者　有限会社髙木材木店
１　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで
２　一般調査期日　平成24年５月22日午前10時35分
平成24年３月２日　　宮崎地方裁判所破産係
平成２３年（フ）第１０４５号
仙台市青葉区広瀬町５番35号　パティオヒロセ202、従前の住所仙台市青葉区広瀬町４―８　ライオンズタワー仙台広瀬2003
破産者　千葉真由美（旧姓中野）
１　破産債権の届出期間　平成24年４月２日まで
２　一般調査期日　平成24年４月26日午前10時30分
平成24年３月１日
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２３年（フ）第１５５７号
大阪府枚方市磯島茶屋町８－１―101、開始決定時の住所大阪府松原市小川４丁目９番12号
破産者　萩　　忠彦
１　破産債権の届出期間　平成24年４月10日まで
２　一般調査期日　平成24年６月４日午後１時30分
平成24年３月１日
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２３年（フ）第１５９５号
大阪府高石市綾園１丁目12番12―502号、前住所大阪府高石市綾園１丁目10番１号
破産者　モダン204こと　池内　剛史
１　破産債権の届出期間　平成24年４月13日まで
２　一般調査期日　平成24年５月17日午後１時30分
平成24年３月１日
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２３年（フ）第１４３８号
京都市左京区吉田泉殿町41番地の８
破産者　澤村加津子
１　破産債権の届出期間　平成24年４月20日まで
２　一般調査期日　平成24年６月６日午前11時30分
平成24年３月２日
京都地方裁判所第５民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２２年（フ）第２８号
北海道室蘭市水元町15番29―101号　サンハイツ、前住所北海道千歳市長都駅前３丁目１番６―406号
破産者　長尾　　実
異議申述期間　平成24年４月６日まで
平成24年３月２日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係
平成２３年（フ）第３５号
熊本県山鹿市久原5625番地23
破産者　青井由紀子
異議申述期間　平成24年４月24日まで
平成24年３月２日
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

免責審尋期日

平成２３年（フ）第１０７１３号
東京都渋谷区松濤１丁目12―８―101
破産者　佐藤　俊行
審尋期日　平成24年４月18日午後２時
平成24年２月28日
東京地方裁判所民事第20部
平成２３年（フ）第１６４４２号
埼玉県さいたま市大宮区大成町１丁目172―１―504
破産者　宮田　　誠
審尋期日　平成24年５月22日午前11時
平成24年３月１日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２００９号
埼玉県富士見市針ケ谷１丁目43番地12
清算株式会社　アストロ株式会社
代表清算人　飯島　文雄
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部
平成２４年（ヒ）第１００３号
広島市西区草津新町１丁目21番35号
清算株式会社　株式会社広島市産業情報サービス
代表清算人　重藤　吉久
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２００１号
東京都新宿区市谷左内町39番地
清算株式会社　株式会社ａｍ３
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部
平成２４年（ヒ）第２００２号
東京都中央区銀座７丁目７番４号
清算株式会社　株式会社メゾン・ド・ＤＮＰギンザ
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第３６号
熊本市新町３丁目９番14―904号
清算株式会社　株式会社平成企業
代表清算人　福島　　隆
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
弁済の場所及び端数の処理
協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　定義
一般債権とは、協定債権のうち、関連会社債権に該当しないものをいう。
２　遅延損害金及び利息の免除
一般債権のうち、特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金については、本協定の認可決定が確定した日に全額免除を受ける。
３　弁済及び免除
⑴　清算株式会社は、各一般債権額の13.68％に相当する額を、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に弁済する。
⑵　清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した日から１ヶ月以内に、前号のとおり算定される弁済額を一般債権者に弁済し、弁済時に債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
第３　関連会社債権
１　関連会社債権の定義
関連会社債権とは、協定債権のうちくまもと自動車販株式会社、福島隆、今村基美男が有するものをいう。
２　関連会社債権についての免除
関連会社債権は本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
熊本地方裁判所民事第１部

監 督 命 令

平成２４年（再）第３８号
東京都中野区中央１―35―６、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区神宮前２丁目25番４号
再生債務者　株式会社ザックコーポレーション
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区浜松町１－２―17　ストークベル浜松町203　河野法律事務所　弁護士　河野慎一郎
平成24年２月29日
東京地方裁判所民事第20部